

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>本規則は、定款第50条に基づき、プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関して定める。本協会に加盟又は登録するすべてのクラブ又はチーム及び選手は、本規則を遵守しなければならない。</p> <p>1-6-2 ホームグロウン制度</p> <p>② ホームグロウン選手の登録義務</p> <p>2023年シーズン以降：<u>別途定める</u></p> <p>3. 国内移籍</p> <p>3-1 移籍の種類</p> <p>② プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合</p> <p>プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、いかなる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本規則に従い「トレーニング費用」又は「トレーニングコンペンセーション」を支払うものとする。</p> <p>③ アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合</p> <p>アマチュア選手がプロ選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍について異議を申し立てることができない。ただし、移籍元クラブは、本規則に定められた「トレーニング費用」を請求することができる。</p> <p>④ プロ選手がプロ選手として移籍する場合</p>	<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>本規則は、定款第50条に基づき、プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関して定める。本協会に加盟又は登録するすべてのクラブ又はチーム及び選手は、本規則を遵守しなければならない。</p> <p>1-6-2 ホームグロウン制度</p> <p>② ホームグロウン選手の登録義務</p> <p>2023年シーズン <u>J1：4名 J2/J3：2名</u></p> <p><u>2024年シーズン以降：別途定める</u></p> <p>3. 国内移籍</p> <p>3-1 移籍の種類</p> <p>② プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合</p> <p>プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、いかなる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本規則に従い「トレーニング補償金（アマチュアからプロ）」又は「トレーニング補償金（プロからプロ）」を支払うものとする。</p> <p>③ アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合</p> <p>アマチュア選手がプロ選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍について異議を申し立てることができない。ただし、移籍元クラブは、本規則に定められた「トレーニング補償金（アマチュアからプロ）」を請求することができる。</p> <p>④ プロ選手がプロ選手として移籍する場合</p>	<p>Jリーグ理事会決定に基づき修正</p> <p>名称をFIFA規則に準じ、「トレーニング補償金」に統一する（以下、同じ）</p>

(1) プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとする意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならない（「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」（書式I）により通知。写しを所属リーグに提出）。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約が期間満了したか、又は期間満了前6ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。かかる規定に違反したクラブ又は選手に対しては、1-8①に従い懲罰が科される。ただし、7（「トレーニングコンペーション」）の定めに従い、移籍元クラブは、移籍先クラブに対して、「トレーニングコンペーション」を請求することができる。

6. トレーニング費用

6-1 適用

(1) アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合、移籍先クラブは、当該選手が過去に登録したチームに対して、以下に定めるトレーニング費用を支払わなければならない。

(3) トレーニング費用の支払い義務は、当該移籍（又はプロ選手への区分変更）が、選手の25歳の年度の終了日までに行われる場合に生じる。

6-2 トレーニング費用の金額

(1) トレーニング費用は、選手が同人の12歳の年度から22歳の年度にアマチュアとして登録された各登録チーム（以下、単に「登録チーム」という。）に支払われるものとし、その金額は登録期間1年につき、次に定める金額とする。

(3) 4月1日生まれの選手はトレーニング費用の関係においては、便宜的にその前日（3月31日）生まれと

(1) プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとする意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならない（「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」（書式I）により通知。写しを所属リーグに提出）。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約が期間満了したか、又は期間満了前6ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。かかる規定に違反したクラブ又は選手に対しては、1-8①に従い懲罰が科される。ただし、7（「トレーニング補償金（プロからプロ）」）の定めに従い、移籍元クラブは、移籍先クラブに対して、「トレーニング補償金（プロからプロ）」を請求することができる。

6. トレーニング補償金（アマチュアからプロ）

6-1 適用

(1) アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合、移籍先クラブは、当該選手が過去に登録したチームに対して、以下に定めるトレーニング補償金（アマチュアからプロ）を支払わなければならない。

(3) トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の支払い義務は、当該移籍（又はプロ選手への区分変更）が、選手の25歳の年度の終了日までに行われる場合に生じる。

6-2 トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の金額

(1) トレーニング補償金（アマチュアからプロ）は、選手が同人の12歳の年度から22歳の年度にアマチュアとして登録された各登録チーム（以下、単に「登録チーム」という。）に支払われるものとし、その金額は登録期間1年につき、次に定める金額とする。

(3) 4月1日生まれの選手はトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の関係においては、便宜的にその前

みなすものとする。

6-3 トレーニング費用に関する特記事項

- (1) トレーニング費用の請求権を持つチームは、当該プロ選手としての移籍（又はプロ選手への区分変更）の時点において、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む）により運営されるチームに限るものとする。
- (2) トレーニング費用の金額は、前条に定める金額（年額）に在籍年数を乗じることにより計算される。ただし、1年に満たない在籍期間については、当該期間が8ヶ月以上の場合には1年として、4ヶ月以上8ヶ月未満の場合には半年として、4ヶ月未満の場合には該当期間無しとして計算する。
- (4) 移籍先クラブのトレーニング費用に関する支払い義務は、選手が当該移籍先クラブにプロとして登録された時点（又はプロ選手へ区分変更した時点）で確定する。
- (5) 移籍先クラブは登録チームにトレーニング費用の支払いの免除や減額を要求してはならない。
- (6) 登録チームがトレーニング費用の全部又は一部の支払いを受けることを拒絶した場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。
- (7) 登録チームを運営する主体が本条第1項に定める団体に該当しないためトレーニング費用の請求権を持たない場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。ただし、登録チームが希望した場合、本協会は当該トレーニング費用金額相当の物品を当該登録チームに提供することができる。

日（3月31日）生まれとみなすものとする。

6-3 トレーニング補償金（アマチュアからプロ）に関する特記事項

- (1) トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の請求権を持つチームは、当該プロ選手としての移籍（又はプロ選手への区分変更）の時点において、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む）により運営されるチームに限るものとする。
- (2) トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の金額は、前条に定める金額（年額）に在籍年数を乗じることにより計算される。ただし、1年に満たない在籍期間については、当該期間が8ヶ月以上の場合には1年として、4ヶ月以上8ヶ月未満の場合には半年として、4ヶ月未満の場合には該当期間無しとして計算する。
- (4) 移籍先クラブのトレーニング補償金（アマチュアからプロ）に関する支払い義務は、選手が当該移籍先クラブにプロとして登録された時点（又はプロ選手へ区分変更した時点）で確定する。
- (5) 移籍先クラブは登録チームにトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の支払いの免除や減額を要求してはならない。
- (6) 登録チームがトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の全部又は一部の支払いを受けることを拒絶した場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。
- (7) 登録チームを運営する主体が本条第1項に定める団体に該当しないためトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の請求権を持たない場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。ただし、登録チームが希望した場合、本協会は当該トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の金額相当の物品の物品を当該登

6-4 トレーニング費用の請求及び支払い手続き

トレーニング費用の請求及び支払い等に関する手続きは、本協会が別途定める「トレーニング費用に関する運用細則」によるものとする。

6-5 育成関連費用ルールの悪用の禁止

クラブは、トレーニング費用及びトレーニングコンペ
ーション並びにFIFAが定めるトレーニング補償金等の支払い
に関して、これらを回避し又は減額することを意図した不当
な登録や契約をしてはならない。これには、カテゴリーの低い
クラブのステータスを悪用しこれをバイパスとするような
移籍を含むがこれに限らない。本項に違反したクラブには、
一定期間の新たな選手の登録禁止処分が科される。

7. トレーニングコンペーション

7-1 適用

選手がプロ選手として所属したクラブにおいて施されたト
レーニングに対して支払われるべき補償金（本規則において
「トレーニングコンペーション」という）は、以下の通
りとする。

7-2 トレーニング期間

当該選手の初めてのプロ契約の有効期間開始日から当該選
手の21歳の年度の終了日までの期間をトレーニングコンペ
ーションが発生する期間（以下、「トレーニング期間」
という。）とする。なお、本条において、年度とは当該年の
2月1日から翌年の1月31日までの1年間の期間とし、選
手が当該年齢になる日を含む年度をもって選手の当該年齢に
おける年度と定めるものとする。

7-3 トレーニングコンペーションの請求権

録チームに提供することができる。

6-4 トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の請求及び支払い手続き

トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の請求及び支
払い等に関する手続きは、本協会が別途定める「トレーニ
ング補償金（アマチュアからプロ）に関する運用細則」によ
るものとする。

6-5 育成関連費用ルールの悪用の禁止

クラブは、本協会及びFIFAが定めるトレーニング補償金等
の支払いに関して、これらを回避し又は減額することを意図
した不当な登録や契約をしてはならない。これには、カテゴ
リーの低いクラブのステータスを悪用しこれをバイパスとす
るような移籍を含むがこれに限らない。本項に違反したクラ
ブには、一定期間の新たな選手の登録禁止処分が科される。

7. トレーニング補償金（プロからプロ）

7-1 適用

選手がプロ選手として所属したクラブにおいて施されたト
レーニングに対して支払われるべき補償金（本規則において
「トレーニング補償金（プロからプロ）」という）は、以下
の通りとする。

7-2 トレーニング期間

当該選手の初めてのプロ契約の有効期間開始日から当該選
手の21歳の年度の終了日までの期間をトレーニング補償金
（プロからプロ）が発生する期間（以下、「トレーニング期
間」という。）とする。なお、本条において、年度とは当該
年の2月1日から翌年の1月31日までの1年間の期間と
し、選手が当該年齢になる日を含む年度をもって選手の当該
年齢における年度と定めるものとする。

7-3 トレーニング補償金（プロからプロ）の請求権

当該選手の23歳の年度における所属リーグの最終の公式試合の日までに移籍が行われる場合に限り、移籍元クラブは、移籍先クラブに対し、トレーニングコンペンセーションを請求することができる。

7-4 トレーニングコンペンセーションに関する特記事項

- (1) 本条に定めるトレーニングコンペンセーションは、プロ選手がプロ選手として移籍した場合に直前のクラブに対してのみ支払われるものとする。
- (2) プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、トレーニングコンペンセーションは発生しないものとする。ただし、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から30ヵ月以内にプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、トレーニングコンペンセーションを請求することができる。
- (3) 移籍元クラブの第3種チーム、第2種チーム及び第1種チームに（その他のチームに移籍することなしに）連続して登録された選手に関しては、当該第3種チーム及び第2種チームにアマチュアとして登録された期間をトレーニング期間に加えてトレーニングコンペンセーションを算出し、移籍先クラブに対して請求することができる。
- (4) 特段の合意がない限り、移籍補償金にはトレーニングコンペンセーションは含まれないものとする。
- (5) トレーニングコンペンセーションの金額は、7-7に定める金額（年額）に在籍年数を乗じることにより計算される。ただし、1年に満たない在籍期間については、原則として、日割り計算によるものとする。
- (6) 算出されたトレーニングコンペンセーションの金額に千円未満の端数が生じたときは、千円に切り上げる。

当該選手の23歳の年度における所属リーグの最終の公式試合の日までに移籍が行われる場合に限り、移籍元クラブは、移籍先クラブに対し、トレーニング補償金（プロからプロ）を請求することができる。

7-4 トレーニング補償金（プロからプロ）に関する特記事項

- (1) 本条に定めるトレーニング補償金（プロからプロ）は、プロ選手がプロ選手として移籍した場合に直前のクラブに対してのみ支払われるものとする。
- (2) プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、トレーニング補償金（プロからプロ）は発生しないものとする。ただし、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から30ヵ月以内にプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、トレーニング補償金（プロからプロ）を請求することができる。
- (3) 移籍元クラブの第3種チーム、第2種チーム及び第1種チームに（その他のチームに移籍することなしに）連続して登録された選手に関しては、当該第3種チーム及び第2種チームにアマチュアとして登録された期間をトレーニング期間に加えてトレーニング補償金（プロからプロ）を算出し、移籍先クラブに対して請求することができる。
- (4) 特段の合意がない限り、移籍補償金にはトレーニング補償金（プロからプロ）は含まれないものとする。
- (5) トレーニング補償金（プロからプロ）の金額は、7-7に定める金額（年額）に在籍年数を乗じることにより計算される。ただし、1年に満たない在籍期間については、原則として、日割り計算によるものとする。
- (6) 算出されたトレーニング補償金（プロからプロ）の金額に千円未満の端数が生じたときは、千円に切り上げる。

(7) トレーニングコンペンセーションの金額には一切の税金が含まれる。

(8) トレーニングコンペンセーションの請求及び支払いに関する手続きは、本協会が別途定める「トレーニングコンペンセーションに関する運用基準」によるものとする。

7-5 期限付移籍した選手に関するトレーニングコンペンセーション

(1) 選手が期限付移籍される場合、当該期限付移籍に際しては、トレーニングコンペンセーションは発生しないものとする。

(2) 選手が期限付移籍した期間は、期限付移籍元クラブのトレーニング期間に算入されるものとし、期限付移籍の終了後に選手が期限付移籍元クラブから他のクラブ（期限付移籍先クラブを含む）へ移籍する際、期限付移籍元クラブは、期限付移籍した期間を含めたトレーニング期間に応じた額のトレーニングコンペンセーションを当該他のクラブに対して請求することができる。ただし、期限付移籍元クラブと期限付移籍先クラブとの間に別段の合意がある場合には、期限付移籍先クラブは、期限付移籍した期間に応じた額のトレーニングコンペンセーションの全部又は一部を期限付移籍元クラブより受け取ることができる。

7-6 トレーニングコンペンセーションの金額（[別紙]表-1 参照）

移籍元クラブが移籍先クラブに請求することができるトレーニングコンペンセーションの金額は、移籍元クラブにおける契約の種類、及び、移籍元クラブが契約更新時に当該選手に提示した金額等により、以下に従うものとする。

① プロA選手/プロB選手

(1) 契約期間満了前の移籍の場合： トレーニングコンペンセーション算出基準（下記7-7に定めるもの）

(7) トレーニング補償金（プロからプロ）の金額には一切の税金が含まれる。

(8) トレーニング補償金（プロからプロ）の請求及び支払いに関する手続きは、本協会が別途定める「トレーニング補償金（プロからプロ）に関する運用基準」によるものとする。

7-5 期限付移籍した選手に関するトレーニング補償金（プロからプロ）

(1) 選手が期限付移籍される場合、当該期限付移籍に際しては、トレーニング補償金（プロからプロ）は発生しないものとする。

(2) 選手が期限付移籍した期間は、期限付移籍元クラブのトレーニング期間に算入されるものとし、期限付移籍の終了後に選手が期限付移籍元クラブから他のクラブ（期限付移籍先クラブを含む）へ移籍する際、期限付移籍元クラブは、期限付移籍した期間を含めたトレーニング期間に応じた額のトレーニング補償金（プロからプロ）を当該他のクラブに対して請求することができる。ただし、期限付移籍元クラブと期限付移籍先クラブとの間に別段の合意がある場合には、期限付移籍先クラブは、期限付移籍した期間に応じた額のトレーニング補償金（プロからプロ）の全部又は一部を期限付移籍元クラブより受け取ることができる。

7-6 トレーニング補償金（プロからプロ）の金額（[別紙]表-1 参照）

移籍元クラブが移籍先クラブに請求することができるトレーニング補償金（プロからプロ）の金額は、移籍元クラブにおける契約の種類、及び、移籍元クラブが契約更新時に当該選手に提示した金額等により、以下に従うものとする。

① プロA選手/プロB選手

(1) 契約期間満了前の移籍の場合： トレーニング補償金（プロからプロ）算出基準（下記7-7に定めるもの）

による

- (2) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合：トレーニングコンペンセーション算出基準による。ただし、提示した次期基本報酬が現基本報酬の50%未満の額である場合は、30万円×在籍年数とする。

② プロC選手

- (1) 契約期間満了前の移籍の場合：トレーニングコンペンセーション算出基準による
- (2) 契約更新時に移籍元クラブが次期基本報酬として、現基本報酬を下回らない条件のC契約を提示した場合：トレーニングコンペンセーション算出基準による
- (4) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合：トレーニングコンペンセーション算出基準による

7-7 トレーニングコンペンセーション算出基準

- (1) トレーニングコンペンセーションの金額は、原則として以下の表に示された金額（単年）に当該クラブにおける選手の所属年数を乗じた額として算出されるものとする。この関係で、地域リーグ又は都道府県リーグのクラブは、表中のJFLに等しい扱いとする。
- (2) 第3種チームに関するトレーニングコンペンセーション（満12歳3月31日翌日の4月1日から満15歳3月31日までの期間に関するトレーニングコンペンセーション）は、以下の金額に当該チームにおける所属年数を乗じた額として算出されるものとする。この関係で、地域リーグ又は都道府県リーグのクラブは、表中のJFLに等しい扱いとする。

9. 適用除外

の)による

- (2) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合：トレーニング補償金（プロからプロ）算出基準による。ただし、提示した次期基本報酬が現基本報酬の50%未満の額である場合は、30万円×在籍年数とする。

② プロC選手

- (1) 契約期間満了前の移籍の場合：トレーニング補償金（プロからプロ）算出基準による
- (2) 契約更新時に移籍元クラブが次期基本報酬として、現基本報酬を下回らない条件のC契約を提示した場合：トレーニング補償金（プロからプロ）算出基準による
- (4) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合：トレーニング補償金（プロからプロ）算出基準による

7-7 トレーニング補償金（プロからプロ）算出基準

- (1) トレーニング補償金（プロからプロ）の金額は、原則として以下の表に示された金額（単年）に当該クラブにおける選手の所属年数を乗じた額として算出されるものとする。この関係で、地域リーグ又は都道府県リーグのクラブは、表中のJFLに等しい扱いとする。
- (2) 第3種チームに関するトレーニング補償金（プロからプロ）（満12歳3月31日翌日の4月1日から満15歳3月31日までの期間に関するトレーニング補償金（プロからプロ））は、以下の金額に当該チームにおける所属年数を乗じた額として算出されるものとする。この関係で、地域リーグ又は都道府県リーグのクラブは、表中のJFLに等しい扱いとする。

9. 適用除外

本規則のうち、統一契約制度（プロA契約、プロB契約、プロC契約に基づく制度）、トレーニング費用（第6条）、トレーニングコンペーション（第7条）及び支度金（第8条）に関する規定は、女子のリーグについては適用しない。

女子のリーグに所属するクラブ又はチーム及び当該リーグに登録する選手については、別に定める「女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」が適用され、本規則は適用されない。

女子のリーグについては本規則が適用されない

12. 改正

12. 改正

2020年11月19日（2021年2月1日施行）

表-1 <契約の種類の違いについて>（本規則 1-3、1-4、1-6 及び7-6 関連）

表-1 <契約の種類の違いについて>（本規則 1-3、1-4、1-6 及び7-6 関連）

登録区分	選手種類	人数制限	契約締結条件	報酬	トレーニングコンペーション
プロ	統一契約選手 プロA選手	25名以内	規定試合出場 またはプロC契約を3年経過	基本報酬 460万円/年以上 ただし、A契約初締結時は670万円/年以下とする 変動報酬制限なし。	プロA契約提示時： 算出基準による プロB契約、または、現報酬の50%未満のA契約提示時： 30万円×在籍年数

登録区分	選手種類	人数制限	契約締結条件	報酬	トレーニング補償金（プロからプロ）
プロ	統一契約選手 プロA選手	25名以内	規定試合出場 またはプロC契約を3年経過	基本報酬 460万円/年以上 ただし、A契約初締結時は670万円/年以下とする 変動報酬制限なし。	プロA契約提示時： 算出基準による プロB契約、または、現報酬の50%未満のA契約提示時： 30万円×在籍年数

						クラブに 契約更新 する意 思が ない場 合： 無し
	プロA契約を締結した選手					
	プロB選手	プロA契約締結条件を満たしたが、プロA契約を締結	制限なし	同上	基本報酬 460万 円/年以 下 変動報酬 制限なし。ただし、出場 プレミアムを設定する 場合は47, 620円 /試合以 下とする	

						クラブに 契約更新 する意 思が ない場 合： 無し
	プロA契約を締結した選手					
	プロB選手	プロA契約締結条件を満たしたが、プロA契約を締結	制限なし	同上	基本報酬 460万 円/年以 下 変動報酬 制限なし。ただし、出場 プレミアムを設定する 場合は47, 620円 /試合以 下とする	

		しないプロ契約選手										
		プロA契約締結条件を満たしていないプロ契約選手	プロC選手	制限なし	なし	基本報酬 460万円/年以下 変動報酬 出場プレミアム (47,620円/試合以下)・勝利プレミアムのみ可	現基本報酬を下回らないC契約、またはA契約提示時： 算出基準による 現基本報酬を下回るC契約、またはB契約提示時： 30万円×在籍年数 クラブに契約更新する意思がなかった場合：無し					
		結しないプロ契約選手										
		プロA契約締結条件を満たしていないプロ契約選手	プロC選手	制限なし	なし	基本報酬 460万円/年以下 変動報酬 出場プレミアム (47,620円/試合以下)・勝利プレミアムのみ可	現基本報酬を下回らないC契約、またはA契約提示時： 算出基準による 現基本報酬を下回るC契約、またはB契約提示時： 30万円×在籍年数 クラブに契約更新する意思がなかった場合：無し					

	その他	統一契約以外の契約を締結した外国籍選手	プロA選手として扱う	なし	—	—
		法人と雇用契約のみを締結した選手(社員選手)	制限なし	—	—	30万円×在籍年数
アマチュア	アマチュア選手	報酬または利益を目的とすることなくプレーする選手	制限なし	—	—	※「トレーニング費用」

							無し
	その他	統一契約以外の契約を締結した外国籍選手	プロA選手として扱う	なし	—	—	
		法人と雇用契約のみを締結した選手(社員選手)	制限なし	—	—	30万円×在籍年数	
アマチュア	アマチュア選手	報酬または利益を目的とすることなくプレーする	制限なし	—	—		※「トレーニング補償金(アマチュアからプロ)」

	選手				
--	----	--	--	--	--